

深川市特別養護老人ホーム等入居指針

1. 目的

この指針は、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）の入居に関する基準を明示することにより、入居決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、施設入居の円滑な実施に資することを目的とする。

2. 入居判定対象者の選定

- (1) 入居判定の対象となる者は、要介護度3～5と認定された者及び、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方の特例的な施設への入居（以下「特例入所」という。）が認められる者とする。
- (2) 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮すること。
- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられること。
 - ② 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
 - ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
 - ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。
- (3) 要介護1又は2の入居申込者の特例入所が認められる場合には、以下のような取扱いにより、入居判定が行われるまでの間に施設と入居申込者の介護保険の保険者である深川市との間で情報の共有等を行うこと。なお、施設と深川市との間での必要な情報共有等が行われるのであれば以下の取扱いと異なる手続きとすることを妨げるものではないこと。
- ① 施設は、入居申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由について、その理由など必要な情報の記載を入居申込みに当たって求めることとすること。
 - ② この場合において、施設は、深川市に対して別紙により報告を行うとともに、当該入

居申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するにあたって適宜その意見を求めること。

- ③ ②の求めを受けた場合において、深川市は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できるものとする。

3. 入居の申し込み

(1) 申込方法

入居の申し込みは、深川市特別養護老人ホーム等入居申込書に記入のうえ、認定調査票・被保険者証の各写しを添付して、ご本人・ご家族が行うことを基本としますが、ケアマネージャー・保険者等を通じて行うこともできます。

(2) 受付簿の管理

申込書を受理した場合は、受付簿にその内容を記載して管理しなければならない。また、辞退や削除等の事由が生じた場合はその内容を記録しなければならない。

4. 入居判定委員会

(1) 施設は、入居の決定に係る事務を処理するために、合議制の入居判定委員会（以下「判定委員会」という。）を設置しなければならない。

(2) 判定委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で構成する。なお、判定委員会には第三者（当該法人の評議員等）を加える。

(3) 判定委員会は、施設長が招集し、必要に応じて開催するものとする。

(4) 判定委員会は、入居選考者名簿（以下「選考者名簿」という。）を調製するとともに、これに基づいて入居の決定を行う。

(5) 判定委員会は、審議の内容を議事録として5年間保管しなければならない。

5. 選考者名簿の調製

(1) 調製方法

選考者名簿は、別紙入居優先度判定基準に基づく一次判定と次に掲げる個別事情を勘案した総合判定を行い、これに基づき上位の者から登載する。

【入居決定に係る個別の事情】

- ①性別（部屋単位の男女別構成）
- ②地域性（入居後の家族関係の維持等）
- ③施設の専門性
- ④その他特別に配慮しなければならない個別の事情

（2）調製時期

選考者名簿は、判定委員会の開催に合わせてその都度調製する。

6. 特別な事由による入居

次に掲げる場合においては、判定委員会の審議によらず施設長の判断により入居を決定することができる。

- ①災害や事件・事故等により判定委員会を招集する余裕がないとき。
- ②老人福祉法に定める措置委託による場合。

7. その他の取り扱い

（1）辞退者の取り扱い

入居の意思を確認したにも関わらず、申込者の都合により一時辞退があった場合は順位を繰り下げ、再度の辞退があった時は受付簿から削除することができる。

（2）施設入居者の取り扱い

他の介護保険施設や病院等に入居または入院している者で、当該施設から退居または退院を求められている者のうち、在宅復帰が困難な者については、別紙入居優先度判定基準によらず、判定委員会の審議により入居を決定することができる。

8. 適正運用

- （1）施設等は、この指針に基づき適正に入居の決定を行うものとする。
- （2）市は、この指針の適正な運用について、施設に対し必要な助言を行うものとする。
- （3）この指針は平成15年4月1日から運用する。
- （4）この指針は平成27年4月1日から運用する。